

仕様書

1. 件名

農薬リスク評価に関する海外状況調査（令和7年度）

2. 調査目的

農薬の食品安全委員会における調査審議にあたり、海外のリスク評価を実施する機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議、欧州食品安全機関、米国環境保護庁、カナダ保健省及びオーストラリア農薬・動物用医薬品局でのこれまでのヒトの健康に関する評価に関する最新の情報は、大変有益である。このため、再評価対象農薬の有効成分（以下、「農薬」は有効成分のことをいう。また、トリアゾール系共通代謝物を含む。）について、農薬ごとに、各国/機関における登録/承認状況及びヒトの健康に関する評価書等（植物及び家畜代謝試験、哺乳類を対象とした毒性試験及び遺伝毒性試験の結果、ヒトへの影響を検討した公表文献検索を行い検討した結果等の文書を含む。）の内容を整理する。

3. 作業内容

（1）一覧表の作成

内閣府食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）が指定する農薬（調査対象農薬のA～Zの計26農薬）について、事務局の指示に従って収集した資料（各国/機関におけるヒトの健康に関する評価書等）を基に各種試験等の一覧表及び評価概要の草案を作成し、別添1に示す期限までに収集資料と合わせて提出して事務局担当官の確認を受けること。また、欧州、米国、カナダ及びオーストラリアにおける農薬登録/承認の有無を調査し、その結果を一覧表に記載すること。確認を受けた後、一覧表及び評価概要の修正や追加資料収集等の指示があった場合には速やかに対応すること。

農薬毎に登録/承認状況、検討されている試験（入手評価書等の該当ページに関する情報を含む）及び許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に相当する値について、別添2を参考にMicrosoft社Excelを用いてまとめた一覧表（日本産業規格A列3番（A3サイズ））を作成する。作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア. 単一の機関で、同じ毒性試験や公表文献が複数の評価書等に出てくる場合は、各評価書等における該当ページを全て記載すること。
- イ. 評価書等内に記載のない試験や、情報が確認できない項目は空欄で構わない。
- ウ. 単一の機関で複数の版がある場合には、各試験について最新の評価に関する内容についてまとめること。

（2）調査結果の報告会開催

- ① 本調査で得られた内容について、調査結果の報告会を開催すること。
- ② 調査結果の報告会を開催する際は、原則として食品安全委員会事務局会議室を使用することとし、開催日時、構成等について、事前に内閣府食品安全委員会事務局監督職員等の了承を得ることとする。

(3) 成果物の作成

調査報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書の冒頭には、調査の目的や方法、結果等について要約した、「調査の概要」を記載すること。
- ② 調査報告書には、表紙、目次、調査の目的を含めること。
- ③ 調査報告書（製本版）は、A4 サイズで作成すること。
- ④ 調査報告書（電子媒体）は、PDF 形式(OCR 処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル（Word、Excel、PowerPoint 等）で提出すること。
- ⑤ 収集した資料は、PDF 形式で納入すること。
- ⑥ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。
- ⑦ 調査報告書は令和 8 年 3 月 31 日までに提出すること。

4. 契約期間

契約開始日～令和 8 年 3 月 31 日

5. 作業スケジュール（予定）

令和 7 年 6 月	調査方針に関する打合せ（3（1）資料入手方法の確認、一覧表の様式確認）
6 月～令和 8 年 2 月	再評価対象農薬に関する ・資料収集 ・一覧表の草案作成 ・一覧表草案の提出 ・必要に応じて一覧表の修正や追加資料収集
令和 8 年 3 月	・調査結果の最終確認 ・調査結果の報告会
令和 8 年 3 月 31 日までに成果物を提出すること。	

6. 成果物

調査報告書（紙媒体）2 部

調査報告書及び収集した資料の電子データを収納した DVD-R 等の電子媒体 3 部

7. 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局と連絡を密にとることとし、作業中においても、「5. 作業スケジュール」の段階ごとに、進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局の指示に従うこと。

9. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

10. 機密の保持

- (1) 本業務を実施するにあたって、別添3「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

1 1. その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開する。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

1 2. 問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 2 2 階

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課 農薬評価室

電話：03-6234-1107

調査対象農薬と調査時点、提出期限

記号	農薬	資料収集	調査時点	提出期限
		ヒトの健康に関する 評価書等	登録/承認状況	
A	トリアゾール系 共通代謝物	2025 年 6 月末まで に公表されたもの	2025 年 6 月末	2025 年 7 月初旬
B	オキサミル			
C	チオファネート メチル			
D	プロパルギット (BPPS)			
E	ベノミル			
F	ペンシクロン			
G	メソトリオン			
H	シアントラニリ プロール	2025 年 8 月末まで に公表されたもの	2025 年 8 月末	2025 年 9 月初旬
I	ピラクロニル			
J	ブプロフェジン			
K	アミトラズ			
L	オキサジアゾン			
M	クレソキシムメ チル			
N	シマジン(CAT)	2025 年 10 月末まで に公表されたもの	2025 年 10 月末	2025 年 11 月初旬
O	シモキサニル			
P	テフルベンズロ ン			
Q	ビフェントリン			
R	フルベンジアミ ド			

S	ヘキシチアゾク ス			
T	メタアルデヒド			
U	アクリナトリン	2025 年 12 月末まで に公表されたもの	2025 年 12 月末	2026 年 1 月下旬
V	アシュラム			
W	アトラジン			
X	MCPA			
Y	フェントエート (PAP)			
Z	メタフルミゾン			

試験情報								海外評価書						
試験項目/ 番号	試験名（供試動物）	報告年	GLP	公表文献	書誌情報	供試動物の系統又は品種	施用方法又は 投与方法	JMPR①(2011) JMPR②(2012)	EFSA(2018)	EPA(2020)	APVMA(2014)	HC(2020)	その他	備考
急性毒性試験（経皮、吸入等）														
	1 急性毒性試験（経皮）					Wistarラット	経皮							
	2 急性毒性試験（吸入）					Wistarラット	吸入							
眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験														
	1 眼刺激性試験（ウサギ）					NZWウサギ								
	2 皮膚刺激性試験（ウサギ）					NZWウサギ								
	3 皮膚感作性試験（Maximization法）（モルモット）					Hartley モルモット								
亜急性毒性試験（経皮、吸入等）														
	1 21日間亜急性経皮毒性試験（ウサギ）													
	2 28日間亜急性吸入毒性試験（ラット）													
その他の試験														
	1 腫瘍等に対するメカニズム検討試験													
	2 28日間免疫毒性試験（ラット）													
	3 光毒性試験													
農薬登録/承認状況								-	なし	食用なし	食用あり（トマト、ぶどう等）	食用なし		
								-	リンクを記載	リンクを記載	リンクを記載	リンクを記載		
許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）														
	ADI (mg/kg体重/日)							○	○	○	○	○		
	ADIの設定根拠試験							2年間慢性毒性/発がん性試験（ラット）	2年間慢性毒性/発がん性試験（ラット）	2年間慢性毒性/発がん性試験（ラット）	2年間慢性毒性/発がん性試験（ラット）	2年間慢性毒性/発がん性試験（ラット）		
	ARfD (mg/kg体重)							○	○	○	○	○		
	ARfDの設定根拠試験							設定せず	発生毒性試験（ラット）	90日間亜急性毒性試験（ラット）②	90日間亜急性毒性試験（ラット）①	90日間亜急性毒性試験（ラット）②		

調査対象国の農薬登録/承認状況及び検索対象webサイト

米国	農薬毎の情報	https://ordspub.epa.gov/ords/pesticides/f?p=CHEMICAL_SEARCH:14:::NO::P14_LETTER_VALUE:A
	官報検索サイト	https://www.federalregister.gov/
	docketサイト（公表されている文書が入手できる）	https://www.regulations.gov/#!home
欧州	農薬の登録は、有効成分の認可（欧州レベル）と製品認可（加盟国レベル）の2段階制	
	農薬毎の情報	https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/eu-pesticides-database/active-substances/?event=search.as
	官報検索サイト	https://eur-lex.europa.eu/homepage.html
	RAR/DARサイト	https://www.efsa.europa.eu/en/calls/consultations
カナダ	年毎にまとめられた公表情報	https://www.canada.ca/en/health-canada/services/consumer-product-safety/pesticides-pest-management/public/consultations.html
オーストラリア	ADI/ARfDのリスト	https://apvma.gov.au/node/26581
	農薬毎の情報	https://apvma.gov.au/chemicals-and-products/chemical-review/listing
	年毎にまとめられた公表情報	https://apvma.gov.au/news-and-publications/public-consultations
JMPR	report（tox側）、年毎	https://www.who.int/groups/joint-fao-who-meeting-on-pesticide-residues-(jmpr)/publications/reports
	evaluation（tox側）、年毎	https://www.who.int/groups/joint-fao-who-meeting-on-pesticide-residues-(jmpr)/publications/toxicological-monographs
	report及びevaluation（residue側）、農薬毎	https://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/lpe/en/
	データベース	https://apps.who.int/pesticide-residues-jmpr-database/
食品安全委員会	農薬評価書	https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/search?kya=on&Exact=true&_Exact=on&Fuzzy=true&_Fuzzy=on&Logic=AND&Type=all&pagesize=100&itemCategoryId=001

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。